

震災伝承施設の標章(ピクトグラム及び文字)に関する使用規程

平成31年 3月29日
震災伝承ネットワーク協議会

(目的)

第1条 この規程は、震災伝承ネットワーク協議会が定める震災伝承施設の標章(ピクトグラム及び文字)(以下「ピクトグラム等」)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本使用規程において、「ピクトグラム」とは、別紙1に掲げるものをいう。
2 本使用規程において、「文字」とは「3.11伝承ロード」をいう。

(権利の保持者)

第3条 ピクトグラム等に関する商標登録を受ける権利および登録後の商標権は、震災伝承ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)会長(国土交通省東北地方整備局長)が保有する。

(申請手続き)

第4条 ピクトグラム等を使用する者(以下「使用者」)(ただし、第6条に該当する場合を除く。)は、「震災伝承施設 ピクトグラム等申請書」(別紙2、以下「申請書」という。)を協議会に提出し、その許諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- 一 テレビ、新聞、雑誌等により報道関係機関が報道目的で使用する場合
- 二 道路管理者が「『震災伝承施設』登録要綱」の9.⑥に基づき、第3分類の施設の案内標識に使用する場合
- 三 協議会の構成機関が使用する場合
- 四 その他協議会が使用申請書の提出を要しないと認めた場合

(審査手続き)

第5条 協議会は、前条に規定する申請書の提出があった場合、使用目的が次の各号のいずれかに該当しない限り使用を許諾するものとする。

- 一 震災伝承施設の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがある場合
- 二 震災伝承施設の正しい理解の妨げになる、又は妨げのおそれがある場合
- 三 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- 四 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与

えるおそれがある場合

五 その他、協議会が適当でないと認めた場合

- 2 協議会は、前項の規定により使用を許諾した場合、審査結果を通知し、ピクトグラム等の電子媒体を送付するものとする。

(報告手続き)

第6条 震災伝承施設の第2分類及び第3分類の施設設置者は、当該震災伝承施設の公表・登録をもってピクトグラム等の使用を許諾されるものとする。ただし、使用目的が第5条第1項の各号のいずれにも該当しない場合に限る。

- 2 震災伝承施設の第2分類及び第3分類の施設設置者は、ピクトグラム等を使用した場合、「震災伝承施設 ピクトグラム等使用報告書」(別紙3)を協議会に遅滞なく提出する。

(使用料)

第7条 ピクトグラム等の使用料は無料とする。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 第4条の使用者は、協議会へ届け出た使用目的のみに使用すること。
- 二 別紙1の基本デザインを正しく再現して使用すること。
- 三 案内標識として使用する場合、「『震災伝承施設』案内標識の表示の基本事項」(別添)に従い、使用すること。

(譲渡等の禁止)

第9条 ピクトグラム等の使用許諾を受けた者は、その権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、または担保に供することはできず、かつピクトグラム等の使用を第三者に対して許諾することはできない。

(使用の差し止め)

第10条 ピクトグラム等の使用に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、協議会はピクトグラムの使用を差し止め若しくは使用物件の回収などを求めることができる。

- 一 この規程に定める事項に違反した場合
- 二 第4条の規定に基づき提出された申請書に虚偽のあることが判明した場合
- 三 使用許諾を受けていない場合
- 四 その他協議会が適当でないと認めた場合

(責任)

第11条 前条の規定により、ピクトグラム等の使用を差し止めた場合、使用者に損害が生じても、協議会はその責めを負わない。

- 2 使用者がその使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、協議会は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。
- 3 使用者がピクトグラム等を使用したことにより協議会が損害を受けた場合、協議会は使用者に損害を求めることができる。

附則

(施行期日) この規程は、平成31年 3月29日から施行する。

令和元年 7月31日一部改正

(別紙1) ピクトグラムの基本デザイン

■下地が無色もしくは無色に極めて近い場合



■下地が有色の場合



■色彩

こげ茶色 (DIC333) [参考 : RGB 値 R81 G54 B45]

(別紙2)

震災伝承施設 ピクトグラム等 使用申請書

震災伝承ネットワーク協議会 御中

申請日：令和 年 月 日

申請者：氏名 印

「震災伝承施設の標章（ピクトグラム及び文字）に関する使用規程」第4条に基づき、本使用申請書を提出します。なお、標章（ピクトグラム及び文字）の使用にあたっては、同使用規程を遵守します。

記載事項	記載欄
1. 使用者 (氏名、会社名、団体名など)	
2. 住所	
3. 代表者氏名	
4. 担当者の所属部署	
5. 担当者の役職	
6. 担当者の氏名	
7. 担当者の連絡先 (電話番号) (メールアドレス)	
8. 使用開始予定日	令和 年 月 日 ()
9. 使用目的 (使用規程に反していないか確認するため、具体的に記載してください。必要に応じて、図案や説明資料を添付してください。)	

※9. 申請した使用目的以外で使用する場合は、あらためて本使用申請書を提出してください。

(別紙3)

震災伝承施設 ピクトグラム等 使用報告書

震災伝承ネットワーク協議会 御中

報告日：令和 年 月 日

報告者：氏名 印

「震災伝承施設の標章（ピクトグラム及び文字）に関する使用規程」第6条に基づき、本使用報告書を提出します。

1. 使用報告

（いつ、何に、どう使ったか具体的に記載してください。内容が分かるものを添付ファイルで送付してください。例：ポスター・チラシ・パンフレットのPDF等）

2. 連絡先

施設の名称 :

施設の所在地 :

施設の代表者氏名 :

施設の分類 : 第2分類 ・ 第3分類 （○をつけてください）

担当者氏名 :

電話番号 :

メールアドレス :

(別添)

「震災伝承施設」案内標識の表示の基本事項

本基本事項は、震災伝承施設における案内標識の表示例を示している。

1. 標準事項

(1) 表示内容

表示面には、次の情報を記載する。

① 震災伝承施設の名称

- 案内標識には、震災伝承施設の名称を記載する。名称は、日本語と英語で表記する(図1)。

なお、名称が分かりづらい場合(震災伝承施設の名称と同様の名称を有する施設が別に存在する場合など)は、区別するために上部に「震災伝承施設」と並記する(図2)。「震災伝承施設」は、日本語のみの表記を基本とする。



図1 案内標識の表示



図2 「震災伝承施設」並記例

② 標章(ピクトグラム)

- 案内標識には、標章(ピクトグラム)を記載する。



図3 標章(ピクトグラム)

③ 誘導表示

- 誘導表示は、震災伝承施設までの距離や矢印を記載し、わかりやすさに配慮する。

(2) 表示板の色彩

標準仕様の表示板の色彩は次のとおりとする。

表示板の製造方法により、使用する素材に若干の相違が生じるが、印刷時に指定する色彩は、「こげ茶色(DIC333)」とし、文字は白色とする。[参考: RGB値 R81 G54 B45]

注: 印刷指定色(DIC)は印刷物の色票であり、鋼材塗装の指定色((社)日本塗料工業会色票番号)とは異なり近似色となるため、見本色と比較した上で決定すること。

(別添)

2. 参考事項

(1) 案内標識の情報のサイズ

案内標識の表示面に記載する文字等のサイズは、道路標識設置基準に準ずるものとする。

(2) 案内標識の情報の配列

震災伝承施設の字数に応じたバランスの良い配列とすること。



図 4 表示板の記載例